

石岡地方斎場組合告示第 16 号

一般競争入札（事後審査型）（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 17 日

石岡地方斎場組合管理者 戸井田 和之

1 入札に付する事項	
件 名	令和 8 年度 自動力率調整装置及び過電流継電器修繕整備
履行場所	茨城県石岡市染谷 1749 番地 石岡地方斎場組合石岡地方斎場
業務概要	落雷により被害を受けた石岡地方斎場組合石岡地方斎場における、キュービクル内の自動力率調整装置（APFC）、過電流継電器（OCR）及びこれらの機器に係る内部配線の修繕。 詳細は「積算資料」のとおり。
契約期間	契約締結日の翌日から令和 8 年 12 月 25 日まで
履行期間	上記「契約期間」と同じ
予定価格	金 1,890,000 円（消費税及び地方消費税を含まない）
最低制限価格	設定しない
入札保証金	免除とする
契約保証金	契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めなければならない。但し、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。 (1) 契約の相手方が保険会社との間に、石岡地方斎場組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。 (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と履行保証契約を締結したとき。 (3) 契約の相手方が過去 2 年間に石岡市・小美玉市・かすみがうら市（以下「構成市」という。）、国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を、2 回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。
発注担当課	石岡地方斎場組合業務課

2 競争入札参加資格 本入札における競争入札参加資格は、開札後に行う審査の時点において次の要件を全て備えている者とする。	
有資格者名簿	令和7・8年度石岡地方斎場組合建設工事入札参加有資格者名簿に登載されていること。
所在地要件	2 競争入札参加資格 有資格者名簿に登載された本店（委任先を登録した場合は当該営業所等）を茨城県内に有すること。
競争入札参加資格(1)	入札における競争入札参加資格は、開札後に行う審査の時点において次の要件及び個別の入札公告に指定された要件を全て備えている者とする。 (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。 (2) 構成市及び茨城県の定める建設工事等請負業者指名停止等措置要綱等に基づく指名停止を受けていないこと。但し、指名停止期間は当該入札の審査日を基準とする。 (3) 石岡市建設工事暴力団等排除対策措置要綱（平成17年石岡市訓令第89号）に基づく指名除外等の措置を受けていないこと。また、同要綱第5条に該当する行為も禁止する。 (4) 構成市の市税が課税対象となっている場合、当該入札参加申請時に当該市税を完納していること。但し、公告日現在で納期限が到来しているものに限る。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
競争入札参加資格(2)	電気工事に係る特定又は一般建設業の許可を有すること。
同時落札制限	なし

3 設計図書等の閲覧	
(1) 閲覧期間	公告日から令和8年10月15日（木）午後4時まで
(2) 閲覧方法	石岡地方斎場組合ホームページよりダウンロードすること。

4 質疑及び回答	
(1) 質疑受付期間	公告日から令和8年10月2日（金）午後4時まで
(2) 質疑方法	質疑をする場合は、組合ホームページから様式をダウンロードし、電子メール又はファクシミリで送信すること。送信後、指定する電話番号へ送信の確認をすること。なお、持参による提出も認める。

(3) 質疑提出先	石岡地方斎場組合 事務局業務課 電子メールアドレス its.gyoumu@an.wakwak.com ファクシミリ番号 0299-36-0771 電話番号 0299-36-0770
(4) 回答期間及び回答方法	令和8年10月9日（金）までに、質疑者に回答するとともに、石岡地方斎場組合ホームページに掲載する。

5 入札参加申請 本入札に参加するものは、次の方法により参加申請をしなければならない。	
(1) 申請方法	「入札参加届出書」を提出する
(2) 申請期間	令和8年9月18日（金）午前9時から 令和8年9月30日（水）午後4時まで 開庁日のみ（土・日・祝日を除く） （平日の開庁時間：午前8時30分～午後5時15分）
(3) 入札参加申請時の添付書類	入札参加届出書及び入札参加届出前チェックリスト（内容を確認しチェックを入れたもの）について、日本郵便株式会社（郵便局）が扱っている郵便（一般書留又は簡易書留）による提出、電子メールによる提出、若しくはファクシミリによる提出のいずれかの方法により提出すること。 提出先 郵便番号 315-0007 茨城県石岡市染谷 1749 番地 石岡地方斎場組合 事務局業務課 電子メールアドレス its.gyoumu@an.wakwak.com ファクシミリ番号 0299-36-0771 電話番号 0299-36-0770

6 入札方法等	
(1) 入札方法	書面による入札書の提出とする。 石岡地方斎場組合が指定する様式「入札書」（※押印要）を使用し、「くじ番号」を記入のうえ、記名をすること。「くじ番号」の記入が無かった場合には「000」として扱うものとする。 提出方法は、日本郵便株式会社（郵便局）が扱っている郵便（一般書留又は簡易書留）による提出、若しくは持参による提出のいずれかの方法とする。
(2) 入札書の受付期間	令和8年10月8日（木）午前9時から 令和8年10月15日（木）午後4時まで 開庁日のみ（土・日・祝日を除く） （平日の開庁時間：午前8時30分～午後5時15分）

(3) 入札書類の提出先	- 郵便（一般書留 又は 簡易書留 ）による提出の場合 郵便番号 315-0007 茨城県石岡市染谷 1749 番地 石岡地方斎場組合 事務局業務課 あて (ポストに投函はしないでください。郵便局の窓口にお出しく ださい。) - 持参による提出の場合 石岡地方斎場組合石岡地方斎場事務室 石岡地方斎場組合 事務局業務課 ※封筒の作成方法は別紙「封筒の入れ方」を参照。
(4) 入札書の受付 期間終了までに 提出する書類	誓約書 組合ホームページよりダウンロードをすること。年度初めの入 札時に提出すること。一度の提出により当年度内における入札で の提出は不要とする。また、複数の案件に応札する場合でも、1 枚の提出とする。 提出方法は、日本郵便株式会社（郵便局）が扱っている郵便 （一般書留又は簡易書留）による提出、電子メールによる提出、 ファクシミリによる提出、若しくは持参による提出のいずれかの 方法とする。
(5) その他	ア 入札回数は1回とする。 イ 「一般書留」、「簡易書留」のいずれかによること。 ウ 入札書（添付書類含む）は、受付期間内に必着とする。 エ やむを得ない事態が発生したときは、入札の執行を中止し、 又は延期するものとする。 オ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回す ることができない。 カ 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業 者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望 金額の110分の100に相当する金額を記載すること。但し、上 記に因らない場合は、個別の入札公告において定める。

7 入札（開札）	
(1) 入札（開札） 日時	令和8年10月16日（金）午前10時00分
(2) 入札（開札） 場所	石岡地方斎場組合石岡地方斎場待合室 茨城県石岡市染谷 1749 番地

(3) 入札（開札）の立会い	開札の際の立会いを希望する場合は「入札（開札）立会い希望申請書」を業務課へファクシミリで送信すること。但し、立会いが出来るものは当該入札案件の入札参加者のみとする。 なお、会場の都合により、立会は1社1名とする。 入札参加者が立会いできない場合は、地方自治法施行令第167条の8第1項の規定により、当該入札事務に関係のない職員が立ち会うこととする。 申請書の提出期限：令和8年10月15日（木）午後4時まで ファクシミリ番号 0299-36-0771
(4) 入札結果の公表	落札決定後（事後審査後）に、石岡地方斎場組合ホームページにて入札結果を掲載する。

8 落札候補者の決定方法

- (1) 開札後、落札決定を保留した上で、予定価格と最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格の申込みをした者を落札候補者とする。但し、最低制限価格を設定していない案件については、予定価格以下で最低の価格の申込みをした者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

9 落札候補者の事後審査

(1) 提出期間	落札候補者通知があった日の翌日午後3時まで（※但し、翌日が土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合はその翌日とする。）
(2) 提出書類	ア 一般競争入札参加申請書 イ 一般競争入札参加申請資料 ウ 2 競争入札参加資格 競争入札参加資格(2)が確認できる書類（許可証の写しなど）
(3) 提出方法	提出方法は、電子メールによる提出又はファクシミリによる提出のいずれかの方法とする。
(4) 事後審査方法	提出された上記書類ア・イ・ウにより審査する。

10 落札者の決定方法（事後審査型入札）

- (1) 競争参加資格を証明する書類により、落札候補者について競争参加資格の審査を行う。
- (2) 競争参加資格審査の結果、競争参加資格があると認められたものを落札者とする。
- (3) 競争参加資格審査の結果、競争参加資格がないと認められた場合には、次点の最低の価格の申込みをした者を落札候補者とし、この者につきあらためて競争参加資格の審査を行う。この審査は落札者が決定するまで行う。

11 入札の無効

以下に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者の入札（明らかに入札参加資格要件を満たしていない者がした入札は開札を行わず失格とする。）
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 談合等、公正な入札を害する行為又はその疑いが払拭できないとされた場合の入札
- (4) 入札書が2通以上提出された入札
- (5) 入札時の添付書類に不備があった入札
- (6) 公表した予定価格を上回る金額での入札
- (7) 入札公告に定める期日までに業務課に到着しなかった入札書を提出した者の入札
- (8) 入札価格を訂正した入札書を提出した者の入札
- (9) 金額欄の不明確な記載及び訂正等をした入札
- (10) 封筒（外封筒を除く）に件名の記載がない入札書を提出した者の入札
- (11) 参加者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係が存在する場合の入札
 - ア 資本関係において親会社と子会社の関係にある場合
 - イ 資本関係において親会社を同じくする子会社同士
 - ウ 人的関係において一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - エ 人的関係において一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - オ その他上記アないしエと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (12) 前各号のほか入札公告又は構成市の契約に関する規則等の入札条件に違反した入札

12 その他

- (1) 入札に参加するために必要な資格等については、本入札公告に定めるものとする。
- (2) 契約にあたっては、契約書の作成を要する。
- (3) 本業務は自家用電気工作物に係る電気工事であるため、第一種電気工事士免状の交付を受けている者を配置できる者であること。